

## 第3次吉備中央町総合計画策定支援業務仕様書

### 1 業務名

第3次吉備中央町総合計画策定支援業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

### 3 業務の目的

本業務は、「第2次吉備中央町総合計画」の計画期間が終了することを受けて、計画の検証・見直しを行うとともに、令和9年度を初年度とする新たな総合計画を策定することを目的とする。

見直しにあたっては、少子高齢化や経済情勢の変化など地域を取り巻く社会環境の変化に的確に対応しつつ、持続可能な開発目標「SDGs」の観点を取り入れながら、中長期的かつ短期的な視点を持ち合わせた計画（「基本構想」＋「基本計画」）とする。

また、当町は既に人口減少克服・地方創生を目的とした「吉備中央町デジタル田園都市構想総合戦略」を策定しているが、昨今の国における総合戦略の改訂状況及び地方創生2.0の動向を踏まえ、総合戦略を総合計画における重点施策と位置づけ、両計画を一体的に策定することとする。

### 4 計画期間

基本構想は、令和9年度から令和18年度までの10年間とする。

基本計画（前期）は、令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

### 5 業務の概要

#### (1) まちの現況把握及び構造の分析

既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

#### (2) トップインタビューの実施

町長に対してインタビューを実施して、将来に向けた課題やまちづくりの方向性などを把握し、計画策定の基礎とする。

#### (3) 現行計画の進捗状況の確認

現行計画の施策ごとに達成度を評価するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、計画への反映を行う。また、必要に応じて、各課ヒアリングを実施し、計画策定の基礎とする。

①総合計画

現行計画の施策、目標指標等の進捗・達成状況等を把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

②総合戦略

総合戦略の具体的な取組の進捗状況やK P I（重要業績評価指標）等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

(4) 人口ビジョンの検証・素案の作成

現行の人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等の分析・検証をしたうえで、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。

また、推計結果等を踏まえ、委託者の示す方針に基づき、目指す人口、地域社会像等の将来展望を記載した「人口ビジョン」について、必要に応じて見直す。

上記を踏まえ、人口変動要因やその改善のための課題を分析し、人口に関して目指すべき将来の方向案を提示した上で、当町の示す方針に基づき、目指す人口水準、地域社会像等の将来展望を記載した「人口ビジョン」素案を作成する。

(5) 総合計画案の策定

基礎調査の結果等をもとに計画素案を策定し、事務局との打合せや審議会等での協議・調整を踏まえて補修正する。

「総合計画」においては、「基本構想」「基本計画」の枠組みに準拠しつつ、「総合戦略」については、「基本計画」の中の重点施策として位置づける。

①基本構想

- ・将来像、基本理念、基本目標、施策体系、関連するK G I等の提案
- ・上記を踏まえた基本構想素案の作成

②重点施策（総合戦略）

- ・基本的考え方や基本目標等の提案
- ・取組内容、取組スケジュール、関連するK P I等の提案

③基本計画

- ・重点施策（総合戦略）と整合した計画体系及び施策の展開内容の提案
- ・取組内容、取組スケジュール、関連するK P I等の提案
- ・上記を踏まえた基本計画素案の作成

(6) パブリック・コメントの実施支援

総合計画の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(7) 審議会等の運営支援

審議会（4回程度）等に参加し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。

#### (8) 概要版の原稿作成

確定した総合計画を踏まえ、計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。計画の内容を住民に周知するという目的を勘案して、住民目線でわかりやすくとりまとめる。

#### (9) 計画書及び概要版のデータ作成

確定した総合計画及び概要版のデータを作成する。

成果品の仕様に基づき、デザイン・編集を行ったデータ、ホームページ公開用の PDF データを用意する。

### 6 成果品

#### (1) 計画書 100 部

仕様：A4判、100 頁程度、4 色、デザイン・編集（イラストレータ）

#### (2) 計画書概要版 5,000 部

仕様：A4判、8 頁、4 色、デザイン・編集（イラストレータ）

#### (3) 本業務関連の電子データ一式

### 7 その他

(1) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。

(2) 本計画には、専門知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢を視野に入れた計画づくりと、先進市町村の情報を吸収し、全国的視野で検討された実績を考慮する必要がある。そのため、令和4年度以降に、当町と同等規模の自治体の総合計画及び総合戦略策定支援実績を有していることが望ましい。